

食品営業許可更新手続きのお知らせ

食品衛生法の規定に基づき、中和保健所長より営業許可を受けている方へ

営業を継続するには営業許可の更新手続きが必要です。下記の内容にご注意いただき手続きをお願いします。

記

- 有効期限までに更新手続きが必要です。
期日に余裕を持って手続きを行って下さい。
 - 更新手続きは、許可証に記載された有効期限の2ヶ月前からの手続きが可能です。
 - なお、下記の日程で更新受付を行いますので手続きを行って下さい。
期日中に都合が悪く手続きできない方は、中和保健所食品衛生課までご連絡下さい。
 - 更新手続きには次のものをご用意ください。
 - ①現在の営業許可証
 - ②更新手続き手数料（業種により手数料が異なりますので「食品営業関係手数料一覧」でご確認ください）
- ※廃業されている場合は、許可証を添付して、営業廃止届を提出してください。
※営業者・食品衛生責任者・施設などに変更がある場合は、新たな申請または届出が必要です。

施設の所在地等	許可証の有効期限	左記の「所在地」及び「有効期限」の方に対する更新受付会場及び日時
北葛城郡 王寺町	H34. 10. 31 (R4. 10. 31)	令和4年10月3日(月)～10月7日(金) <土日祝を除く> 9時～12時 13時～16時 中和保健所食品衛生課

奈良県中和保健所 食品衛生課

TEL : 0744-48-3032